

憲法と人権規定の見直しについて

浅岡 美恵

(弁護士・気候ネットワーク代表)

1. 社会・経済環境の変化と新しい人権の確認

- ・憲法制定後、日本の国民を取りまく社会・経済環境が変化するなかで新たな人権問題が生じ、公害から地球環境、景観や地域アメニティのよさを含む環境権、消費者の権利、女性の人権、プライバシー権、自己決定権などが、人権の包括的規定である憲法13条などを根拠として判例や立法措置によって確認されてきた。
- ・環境権についてみると、13条は個人の尊厳と生命・自由と幸福追求を国民の権利として認めるもので、社会権の総則的規定である25条はこれらの権利に社会権としての性質を付与してきた。環境権は抽象的権利としてはあるが、現行憲法でも認められる。また、環境権は個人の生活環境に関する非常に広い領域をカバーするものであり、憲法上の一義的具体化は困難で、憲法上の規定を設けたとしても具体的権利性を肯定することは困難であるから、環境権の実現のためには、憲法を改正して基本的人権の一つに加える必要はなく、具体的立法こそが求められている。
- ・今年6月に消費者保護基本法が改正され、消費者の権利条項を含む消費者基本法となった。消費者団体が権利主体として位置づけられていないことなど、なお不十分である。
- ・今後の社会・経済の変化はより加速的で、グローバル化による新たな人権問題に対して、これらの包括的基本権としての人権条項（13条等）は、今後とも「新たな人権」の生みの親となっていくであろう。
- ・このように、現在の憲法の13条や25条は包括的で時代先行性があり、社会経済状況の変化に即応できる。むしろ、憲法という法規の性質上、抽象的規定にとどまる文言を加えるよりも、立法機関においては、裁判規範となりうる個々の具体的環境保全、消費者保護等のための適切な内容での立法措置が必要である。
- ・また、法律の具体的規定を欠いたままでは、その規定ぶりによっては、憲法に書き加えることによって、立法府や行政の裁量権を拡大する懸念もある。

2. 環境権など人権規定の付加と9条改正とを一括して国民投票に付すことは、国民の自由な選択を妨げるので、なすべきでない。

- ・ 現行憲法の硬性憲法としての性格を考慮した場合、複数の重要かつ内容を異にする憲法改正を一括して国民投票に付し、包括的賛成・反対という意思表示を国民に強いることは、違憲の疑いが強い。

(参考)「抱き合わせ販売」は独占禁止法で違法とされている不公正な取引方法の一つ。

「抱き合わせ販売」によって、買い手は抱き合わせられた商品の購入を強制され、選択の自由が妨げられることが理由である。

- ・ 憲法改正要件自体を改正して、憲法改正を容易にするとの意見があると聞くが、憲法改正に対する国会への包括的白紙委任をもたらすことにもなりうるもので、現憲法における国民の憲法改正への参加を潜脱するもの。

3. 環境権の具体的実現、実効性確保のために必要な措置

- ・ 1970年、公害問題から環境権を「よき環境を享受し、これを支配しうる権利」として提唱。次第にその対象を拡大させてきた。1972年の国連人間環境会議で、「環境は人間の福祉と基本的人権の享受のために必要不可欠なものである」と宣言。
- ・ 環境権は人の生存にかかる問題であり、その客体は、自然環境及び社会的・人工的、歴史的・文化的環境を含め、人の生存の豊かさを構成するものをすべて環境としてとらえていく必要。
- ・ 環境権の憲法上の根拠は十分にあり、むしろ環境権として包摂される広範な内容を具体化することが課題。法律において権利内容の具体化、権利の行使方法、権利侵害の判定方法などの緻密化のための立法こそが重要。具体的立法を欠いたまま、憲法に環境権の文字があっても法的規範の効力をもたらさない。

(参考)大阪空港公害訴訟控訴審判決 (大阪高判昭 50. 11. 27)

「およそ個人の生命・身体の安全、精神的自由は、人間の生存に最も基本的なことからあって、法律上絶対的に保護されるべきものであることは疑いがなく、また、人間として生存する以上、平穩、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも、最大限尊重されるべきものであって、憲法13条はその趣旨に立脚するものであり、同25条も反面からこれを裏付けているものと解することができる。このような、個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、

その総体を人格権ということができ、このような人格権は何人もみだりにこれを侵害することは許されず、その侵害に対してはこれを排除する機能が認められなければならない」。

- ・特に、今日の環境問題の特徴は、国の規制措置だけで目的を達成しえないこと、被害の予防に重視をおくべきことから、被害の予防・環境保全への私人の役割を権利として位置づけていくこと、経済的手法を取り入れていくことが必要。

4. 環境基本法等で充実させるべき事項

- ① 環境基本法に環境権を明記し、個々の法律で権利の内容を明確にすること。
- ② 予防原則を明確にして、事業の差し止め請求権を明記すること。人の生命・健康への影響に対しては、裁判所で差し止め請求の権利が認められているが、生態系や景観の保全には権利性を明確にし、差し止め請求権を認めることが保全の鍵である。

- ③ 情報開示請求権を個別に盛り込むこと。

現行環境基本法では、国に環境保全活動の促進のために情報提供の努力義務を課しているに過ぎない。

(参考) 京都議定書の目標達成の基盤である排出量の把握・報告・公表の制度化が必要。

- ④ 環境団体の訴訟上、行政手続き上の権利を盛り込むこと。

現行環境基本法では、民間団体の役割について緑化活動と再生資源の活用をあげるのみで、適切にとらえられていない。

(参考) 消費者保護政策の実効性確保の方策として、消費者団体の訴訟上の権利付与する消費者契約法の改正が次期通常国会にも予定されている。

環境保全における実効性を確保するため、環境団体の差し止め請求や行政の措置を求める訴訟上の権利、施策の策定過程や実施の過程での意見や異議申立権を付与することが不可欠。

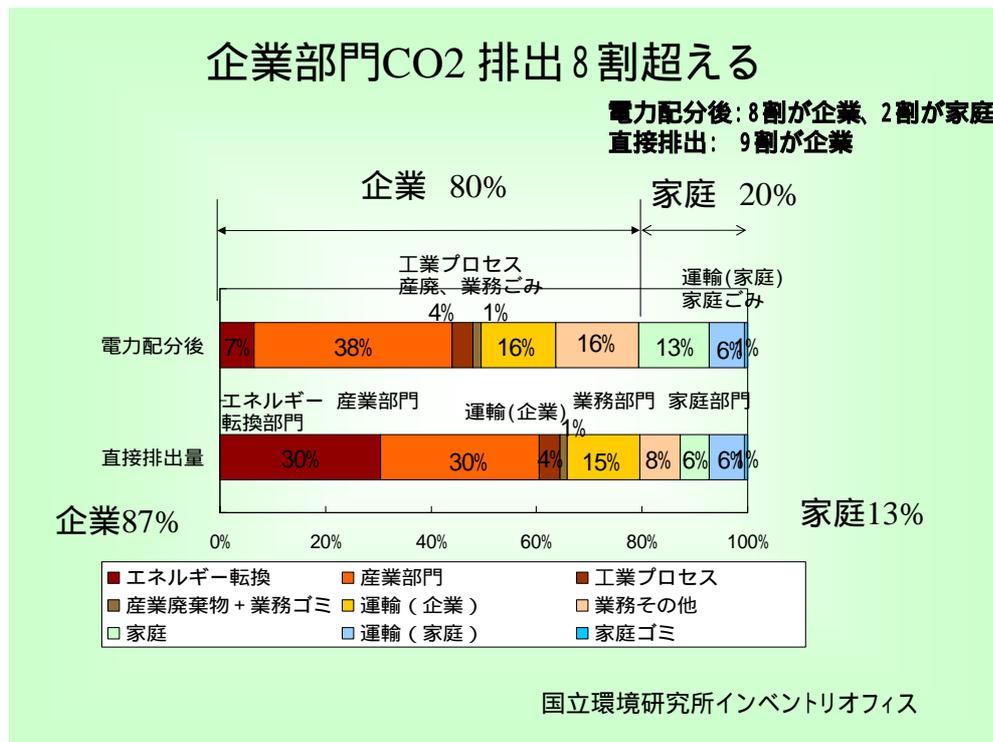
こうした団体の訴訟上の権利は消費者被害の防止・救済や環境保全において、既に諸外国で取り入れられている。

5. 地球環境問題への取組み課題

- ・地球温暖化問題は既に地球規模の安全保障問題に位置づけられてきている(ペンタゴンレポート)
- ・地球規模での温室効果ガスの排出削減の合意(京都議定書)と今後の発展、

遵守のための国内制度の構築・実施、地域・事業所での排出削減の実施、国際取引制度の利用など、わが国の環境政策だけでなく、社会・経済政策の転換にかかる重要な政治課題となっている。

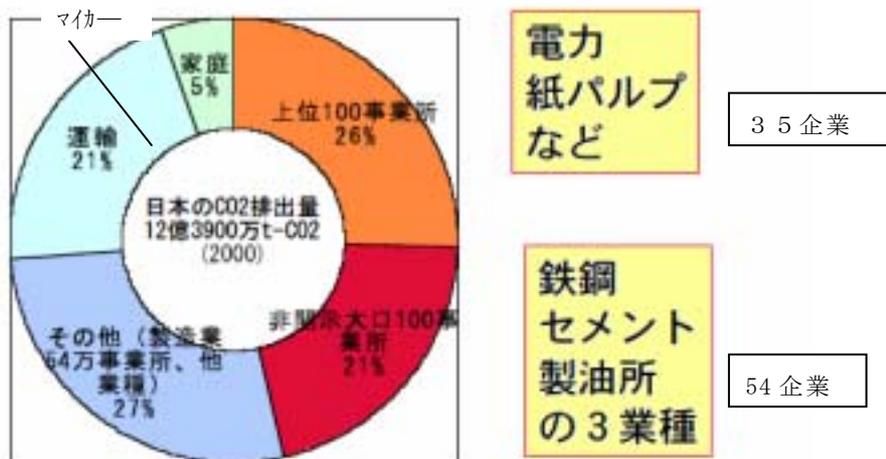
- ・ ブッシュ政権が京都議定書からの離脱を表明した直後に衆参両院の批准決議がなされたことは、わが国の批准をもたらし、日本の環境外交推進における重要なステップとなった。ロシアの批准によって京都議定書は2005年2月に発効。京都議定書は、これまで以上に今後の国際連携を模索する重要な政治交渉の場になるであろう。日本は、京都議定書の約束の遵守、将来枠組み交渉における先取的役割を通して、国際社会に貢献することができる。
- ・ 地球環境への取組みは、公害問題と共通の要因と国民的課題との両面を有するが、温暖化対策の基本は事業者部門からの排出対策にある。
 - ① 企業・公共部門からのCO2排出が80%。



② 少数の大規模排出事業所からの排出がその大半を占める。その排出削減のための法的制度が重要である。

③ 他方、家庭やマイカーからのCO2排出はわずかであり、製品や建築物の省エネ性能にかかる部分が多い。温暖化への国民の取組みも重要であるが、国民の責任を強調することは本来必要な政策措置を見誤らせ、遅らせることになる

一部大口事業所が 日本の半分の排出



6. 憲法9条は維持すべきである。

- ・ 現行憲法の解釈上、政府見解として自衛のための武力行使をなしえる以上、侵略的行為を意図しない限り、改憲を必要としない。
- ・ 環境権も9条改正により非常に影響を受ける。戦争は最悪の環境破壊であり、また、私たちの生活環境が自然環境、人工的環境を問わず、戦争によって乱される恐れが大である。
- ・ 平和主義は前文等に明示された現行憲法の根幹的な部分であり、これに改変を加えることは講学上一般的に承認されている憲法改正の限界を越える。

7. 憲法上に国民の義務・責任規定を追加すべきでない

- ・ もともと、近代憲法の人権保障の体系は、人の生来の権利・自由の名において、国家が国民を支配する限界を示そうとするもの。国家の一般的統治権に基づく人権相互の調整や福祉の増進のために国民に対して様々な義務は、国民の憲法上の権利を侵害しない範囲に止まる。
- ・ 国家の中での国民の義務は、そのような限度で一般的には法令順守義務として存在し、法令の個別の定めによって具体化されるものであって、憲法の人権保障規定の中で規定する意味は乏しい。

- 憲法 99 条は国民を名宛人にしていない。憲法上国民の義務を定めることは一般的倫理規定としての意味しか持ち得ないことを示すもの。
- 現行憲法における納税（30 条）・教育（26 条）・勤労（27 条）の三つ義務は、国民に具体的な法的義務を課したのではなく、一般に国民に対する倫理的指針としての意味、ないし立法による義務の設定の予告としての意味を有するに止まると理解されおり、ほとんど異論がない。
- 非常事態における国民の国家への協力義務は、国民主権を損なうおそれがあるもの。国民主権の見地からの妥当性を慎重に議論する必要がある。
- 「責任」の言葉は憲法改正議論の中で法的にあいまいに使われているが、「義務」ではなく「責任」との用語を用いる場合も同様である。